

# 中心市街地の 大きな役割



## 中心市街地 活性化基本計画（素案） を作成

市は、平成11年7月に中心市街地活性化基本計画を策定し、駅周辺施設の整備や空き店舗活用などの事業に取り組んできました。

しかし、平成16年以降、市の郊外で大規模な店舗が、次々にオープンするなど中心市街地を取り巻く状況は大きく変化してきていることもあり、これからの少子高齢化が進む社会で、中心市街地の果たす役割はさらに重要になると考えています。

市は、今後も、より一層中心市街地の活性化を推進するため、これまでの取り組みの成果や反省、市民アンケートの結果を反映した新しい中心市街地活性化基本計画の素案を作成しましたので、主な内容を抜粋してお知らせします。

## 中心市街地の現況

- 中心市街地の人口は、近年横ばい傾向にありますが、昭和45年から平成17年までの35年間で約8千600人減少し、また、平成17年の人口に占める高齢者の比率は約26%です。
- 土地価格は、平成6年以降下落状況で、特に商業地域の下落が著しくなっています。
- 4条通りや駅前通りなどの中心市

## 主要な通りの空き店舗の推移

	1条通り	駅前通り	栄通り	4条通り
平成10年	6店	5店	3店	3店
平成11年	6店	6店	3店	3店
平成12年	6店	4店	1店	1店
平成13年	6店	8店	3店	2店
平成14年	4店	8店	2店	2店
平成15年	5店	8店	1店	2店
平成16年	8店	6店	4店	6店
平成17年	10店	11店	4店	9店
平成18年	12店	14店	6店	13店

街地の主要な通りに面した空き店舗は、近年増加傾向にあります。

- 中心市街地の主要な通りの歩行者通行量は、減少が著しく、特に駅前通りは、昭和50年には平日の通行量が7千人を超えていましたが、近年では2千人程度にまで減少しています。

## 旧基本計画での活性化の取り組みの評価

旧基本計画策定は、市民参加によるワークショップを中心に進め、「緑・文化・情報のネットワークいわみざわ」を活性化の目標にし、基本方針を定めて事業を実施してきました。

## 旧基本計画の基本方針と進めてきた事業

人にやさしく、ゆとりとうるおいのあるまちづくり

駅前広場、複合駅舎施設、南北自由通路等の駅周辺施設整備、中心商店街道路整備

魅力ある商店街の形成

イベントホール、駅東市民広場公園の整備、大型商業施設跡地活用、空き店舗活用、ポイントカードの導入

快適な住環境と先進都市機能の導入

まちなか居住促進、新産業支援センター、テレワーク施設の整備

### 【反省点と課題】

- 教育・研究機関や官公庁施設の集約を図ることにしていたが、具体的な計画に至っていないので、今後は中心市街地の土地を有効に活用して再配置を行う必要がある。

- 商業者が、自らの企画で事業を実施することが少なく、今後は商業者や市民の積極的な参加による商業の活性化事業を展開する必要がある。

- 中心市街地では、居住者の高齢化が進んでおり、今後は福祉や医療などの暮らしを支援する機能の充実が必要である。

- 中心市街地を活性化する事業は、商工会議所が中心となって実施してきたが、今後は民間活力をいかに

## 活性化の意義

がらまちづくりを総合的に企画・調整する機能の強化が必要である。

中心市街地の活性化で目指すのは、商店街の対策だけではなく、市は、子や孫の代までも、心地よく暮らせるようなまちであることを目指しています。

平成17年度に策定した都市計画マスタープランの中で、市の将来都市像を「みどりと人のつながりでつくる安全・健康・文化都市いわみざわ」としています。

そこで、将来に向けて、商業や居住機能が、郊外に広がらないようにして自然環境や農地を保全するとともに、公共施設などをまちなかに集約し、市民の皆さんが利用しやすいまちに再編していくことを目指しています。これは、二酸化炭素の排出量の削減や山林の伐採を削減することで自然への影響が少なく、道路や除排雪などの維持管理も効率が良い、また、日常生活においても、便利で快適な質の高い生活をする場所となります。このような、都市を作っていく上で、中心市街地の活性化は、第1ステップと位置付けられます。

# 中心市街地 活性化基本計画(素案)

## 新しい基本計画の考え方

○人口減少・少子高齢社会への対応  
郊外は、緑豊かで静かな居住環境にありますが、買物や病院に行くのに車が必要な場合もあります。

しかし、中心市街地には店舗、病院、金融機関などの施設が集まっており、高齢者や障がい者にとっても、安全・安心に暮らすことができます。

今後、市の人口が減少していくことが予想される中で、市街地から商

業者や居住者が郊外に移ることが多くなると、低密度となった市街地は、便利で快適な生活が難しくなる恐れがあります。このようなことを避けるために、中心市街地を核としたまちづくりを進めていくことが必要になります。

○地域経済を支え運営

これから、道路や公共施設などは、改良・改築の時期を迎えます。人口に比較して、大きな市街地の維持管理費は、市民の皆さんにとって大きな負担になる可能性があります。中心市街地は、今まで多くの事業を行い、都市の基盤を整備してきました。これらの基盤を活用することで、道路などの維持管理費を抑えることが期待されます。

## 基本計画の基本的方向と事業

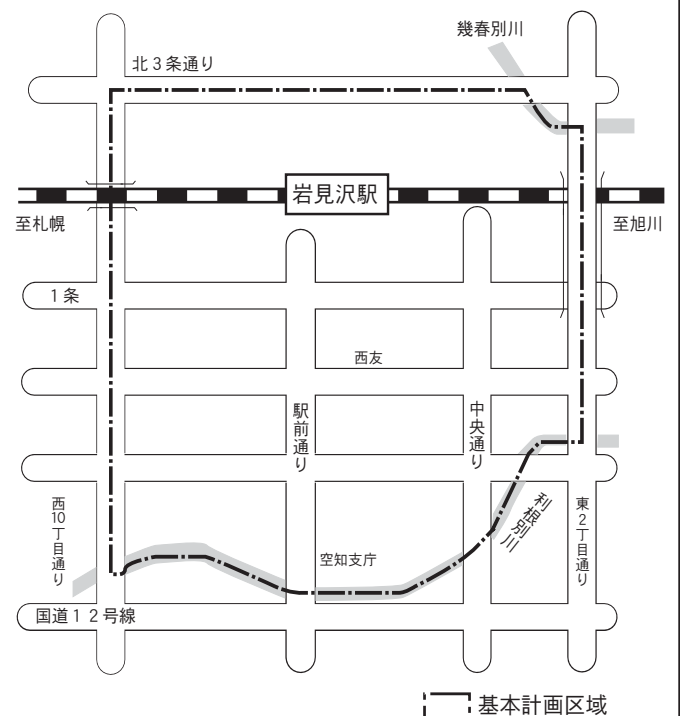
### 基本的方向

- 住みたいと思う暮らし環境づくり
- ふれあいと交流のあるにぎわいづくり
- 地域産業の活力を生み出す環境づくり

### 検討している主な事業

- 駅前周辺施設整備、公的住宅整備、文化・教育・交流施設整備
- 駅前通り整備、イベントホールや広場活用、バス運行社会実験
- ラブルズ跡地活用、中心市街地活性化補助金、空き店舗活用

## 中心市街地活性化 基本計画の区域図



また、高齢化が進む中で、中小の小売店舗の存在が見直されてくると思います。その小売店舗が集積する中心市街地の役割は、今後高まるものと考えられます。

○地域文化の創造とコミュニティの充実

中心市街地には、石炭輸送を担った鉄道などの歴史も刻まれています。

今後は、市と市民の皆さんで、市内にある資源や文化を生かしたまちづくりを進めて、雇用や産業の振興に役立てることが必要です。これら

の地域資源や文化が、蓄積されているのが中心市街地です。

そして、まちなかに住む人が増えることでコミュニティの活性化が期待されるとともに、さらに、社会参加や文化・趣味活動などを通じて、新たな要望に対応するコミュニティ機能が創造される可能性もあります。

## 区域と計画期間

今回策定する計画の区域は、これまでの中心市街地活性化基本計画と

同じです。また、計画期間は平成20年度から平成24年度までの5か年で

## 計画を推進するための主な事業

基本計画の推進にあたって、民間の活力をいかし、色々な団体が参加できるような事業を計画に盛り込む検討を行っています。

### 【市街地の整備改善のための事業】

- ・ 駅周辺施設の整備
- ・ 複合駅舎施設や南北自由通路等は、平成21年春の完成を目指して、事業を進めています。
- ・ 駅前通りの整備

歩道の拡幅や電線類の地中化などを行う、駅前広場からつながる市のシンボル道路となるように進めています。

### ・ 駅北土地区画整理事業

駅周辺施設の整備にあわせ、道路や公園などの公共施設を整備し、中心市街地にふさわしい良好な市街地をつくりまします。

### 【都市福利施設を整備する事業】

- ・ 文化・教育・交流施設の整備

新たな生涯学習活動に対応し、子どもから高齢者までの幅広い世代の市民が、交流できる施設となるよう検討を進めています。

- ・ イベントホールや広場の活用
- ・ まちづくり会社が、イベントホール赤れんがや駅東市民広場公園をより一層活用し、日常的なイベントなど、様々な事業を企画して実施します。

### 【まちなか居住促進のための事業】

- ・ 公的住宅整備事業
- ・ 中心市街地内に、公的住宅の整備を検討しています。

### 【商業の活性化のための事業】

- ・ ラルズ跡地活用事業
- ・ ラルズ跡地の空き地を活用して、小売店、飲食店等を初めて開く方の販売スペース、イベント広場、無料休憩所、駐車場などの整備を検討しています。
- ・ 中心市街地活性化補助金

中心市街地活性化基本計画に掲げた目標に貢献する小売商業の振興や、まちなか居住の促進などを行う民間事業者に対して補助を検討しています。

### ・ 空き店舗活用事業

空き店舗を改修し、新規開業者や中心市街地で新たに店舗を出す方に、低い家賃で貸し出すことを検討しています。

### ・ 朝市事業

昨年、中心市街地で開催した朝市を、生産者が野菜などを直接販売し

## 中心市街地活性化基本計画の具体的な事業の実施に向けて

基本的方向	施策	具体的に
住みたいと思う暮らし環境づくり	まちなか居住の促進	ニーズにあった住宅の供給を促進する。
	安全・安心な暮らし環境づくり	バリアフリー化や除排雪の充実などを進める。
	豊かで潤いのある暮らし環境づくり	緑・街並み環境の充実や生涯学習機能の導入を進める。
ふれあいと交流のあるにぎわいづくり	魅力ある軸と拠点づくり	口の字型回廊（駅前通り、4条通り、栄通り、1条通り）の魅力向上を図る。また、交流や市民活動の拠点となるような公共施設の整備を進める。
	交流の促進と新たな地域文化の創造	イベントホール赤れんがやぶらっとパークなどを活用した交流を促進する。また、まちなかでアートや音楽が楽しめるようなまちづくりを進める。
	行き来しやすい交通環境づくり	郊外住宅地と中心市街地の行き来しやすい環境づくりを進める。
地域産業の活力を生み出す環境づくり	地域資源の活用による経済の活性化	農業・農村との連携により、地域内循環を踏まえた商業の環境づくりを進める。また、整備された情報通信基盤を活用して起業や就業の機会づくりを進める。
	買い物したくなる商業環境づくり	駐車場の利便性向上や個店の魅力向上を進める。

ているイベントと共同での開催を検討することにより、さらなる集客を目指します。

・共通駐車券事業

共通駐車券の取扱店舗や利用可能な駐車場を増やし、中心市街地の駐車場が利用しやすくなるような事業を検討しています。

【公共交通の利便性の増進】

・バス運行社会実験事業

中心市街地と郊外との行き来がしやすく、効果的なバスの運行方法などを事業者と調整して、運行の社会実験を行う検討をしています。

## 中心市街地活性化協議会

昨年11月29日に商工会議所とまちづくり会社が中心となり、消費者協会、町会連合会、交通事業者など20団体により、中心市街地活性化協議会が設立されました。

この協議会は、中心市街地活性化のための様々な議論を行い、これからのまちづくりの司令塔として大切な役割を担っています。

中心市街地活性化協議会の体制は、意思決定を行う協議会、事業の取りまとめや議案の作成などを行う運営委員会、中心市街地活性化の具体的な事業を検討する専門部会で構

成されています。意思決定を行う協議会は全ての参加団体で構成されており、運営委員会は商工会議所とまちづくり会社が構成されています。

現在、中心市街地活性化に自らを取り組む意欲のある民間事業者を募集していますので、具体的な事業の計画をお持ちの方は、積極的な参加をお願いします。

## 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

中心市街地の都市機能を高め、コンパクトなまちづくりを進めていくには、中心市街地活性化のための事業を展開していく一方で、郊外における店舗や映画館、展示場などの大規模集客施設の立地を制限していく必要があります。

市は、準工業地域における大規模集客施設の立地制限を行う特別用途地区の指定を、栗沢地区を除く市内の準工業地域に設定します。

◇ 新しい基本計画は、今回策定した素案を基に、市民の皆さんからのご意見やご提案、さらには、中心市街地活性化協議会から出される意見や提案を反映し、今年度中に作成します。

問合せ先 市都市整備課

## 皆さんからの ご意見などをお待ちしています

中心市街地活性化基本計画（素案）に対して、市民の皆さんのご意見・ご提案を募集します。なお、素案の詳しい内容は、市役所、北村・栗沢支所およびコミュニティプラザの各情報公開コーナー、または市のホームページでご覧ください。

提出方法 任意の用紙に住所、氏名と意見などを記入し、市都市整備課に直接持参するか、郵送、FAX、もしくはEメールで提出してください。

☎ 068 - 8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 市都市整備課

FAX 23局 7272 Eメール seibi@i-hamanasu.jp

募集期間 1月18日(金)～2月15日(金)

- お寄せいただいたご意見は、後日取りまとめをして、市のホームページで公表します。なお、お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。
- この素案は、今後中心市街地活性化協議会や国等関係機関との協議により、内容を変更する場合があります。

## 大規模集客施設の制限に伴う 岩見沢都市計画の変更説明会

栗沢地区を除く岩見沢市で、用途地域が準工業地域になっている全ての地域を新たに大規模集客施設の制限地区に指定するため、都市計画変更の説明会を開催します。

なお、栗沢地区の準工業地域は、都市計画区域の編入にあわせて変更を予定していますので、この地域にお住まいの方は今回の対象にはなりません。

日時 1月30日(水) 午後6時 会場 コミュニティプラザ(有明町南1)

問合せ先 市都市計画課